

平成23年度経営計画について

宮崎県信用保証協会

1. 業務環境

(1) 宮崎県の景気動向

宮崎県の景気は、引き続き厳しい状況にあるものの、緩やかな持ち直しの動きがみられます。個人消費は、雇用・所得環境の厳しさから引き続き全体の市場は、強くないものの、一部で持ち直しの動きがみられます。公共投資は、大幅に減少基調にあります。生産は、口蹄疫の影響による減産継続から食料品が前年割れになったものの、電子部品・デバイスは、依然高水準にあり、全体として緩やかに持ち直しています。雇用環境は、緩やかに改善しているが、依然厳しい状況にあります。金融面は、預金は増勢を維持しており、貸出金は、口蹄疫復興資金需要と貸出金利の低下等もあり、増加しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業の景況感は、22年10月～12月期では、前期(22年7月～9月期)に比べ上昇と下降が均衡しています。また業種別では、全業種について「下降」超より「上昇」超に転じる見通しとなっている。貸出金について、保証付融資は、緊急保証制度利用一巡により、需資の減少が見られ、保証承諾、残高ともに減少。県内主要金融機関である宮崎銀行及び宮崎太陽銀行の中小企業等貸出金残高状況は、平成22年度第3四半期(22年12月末)において、前年比増加しております。(宮崎銀行4.4%増、宮崎太陽銀行1.4%増)、また企業倒産は、総じて各種政策効果により引き続き低位にあります。

2. 業務運営方針

県内において、平成22年4月から8月末まで及んだ口蹄疫が漸く終息したところ、平成23年1月21日以降、鳥インフルエンザの相次ぐ発生、さらに1月26日以降、新燃岳噴火による降灰等の災害が断続的に発生し、県内では口蹄疫復興に向けて再生に取り組んでいる最中であったが、さらなる災害発生により県全体が疲弊し、中小企業の景況回復にダメージを与えている状況です。

保証部門において、景気対応緊急保証の期限切れ後における既往緊急保証の借換保証、条件変更の積極対応、加えて小規模企業向けの小口保証制度の推進、23年9月まで認定要件緩和されたセーフティネット保証、及び創業関連保証等での資金繰り支援を柱とした各種政策保証に積極的に取り組み、中小企業に対する円滑な事業資金の供給及び中小企業金融円滑化法の1年延長による資金繰りの支援に努めていきます。

期中管理部門においては、宮崎県中小企業再生支援協議会、金融機関、商工団体等との連携を強化し、中小企業への経営支援・再生支援の一層の充実を図るとともに、大口保証

先への直接訪問を実施する等「中小企業の皆様から信頼され、顔の見える協会」を目指していきます。

回収部門については、法的整理、無担保・第三者保証人非徴求の求償権増加により、回収資源の枯渇化が進み、回収環境が一層厳しくなっているため、より効率的にきめ細かい回収手法が必要とされ、計画にそった回収額が達成できるよう粘り強く取り組んでいきます。

その他間接部門においては、第一に、当協会のガバナンスの強化を図ります。新たに経営監査室を設置し、コンプライアンス、事務リスク、経営分析、内部監査等の充実を図ります。また、多様化する業務環境に対応できるよう電算システムの共同化による事務の効率化、組織改正による業務の活性化、各種研修による人材育成の充実、及び積極的な広報活動を行っていくことと致します。

(1) 中小企業金融円滑化法を踏まえた条件変更の積極的な対応

中小企業金融円滑化法の1年間延長により、今後も高水準の条件変更申込の件数が続くものと予想され、中小企業者の資金繰りに支障を来さないよう迅速な対応に努めます。

(2) 借換保証制度、小口保証制度の推進及びセーフティネット保証制度、地公体保証制度における特例保険利用等による推進

借換保証制度による保証付借入金の一本人化の推進により、既往借入金の返済負担軽減を進める一方、小口保証制度、特例保険利用保証の推進により真水資金追加の促進も行っています。

(3) 経営支援・再生支援の充実・強化による中小企業支援

取引金融機関や宮崎県中小企業再生支援協議会との連携を引き続き強化し、国の施策と併せて積極的に取り組みます。また、求償権消滅保証、求償権放棄等についても取り組んでいきます。

(4) 中小企業者、関係団体等への直接的な広報強化

地公体、商工団体が開催するワンストップ相談会等に積極的に職員を派遣し、「顔の見える協会」としての活動を進めていきます。

(5) 適正保証の推進

内部審査委員会の活用、MSS（中小企業経営診断システム）の活用、グループ企業の管理を行い、また、職員の審査能力の向上に努め、適正保証の推進を図ることとする。その他、審査仕分けを取り入れ案件処理のスピードアップを図る他、金融機関店舗訪問、保証債務残高伸張率ランキング表彰等で金融機関との連携を深め、適正保証の推進に努めます。

(6) 初期延滞督促

1ヶ月、2ヶ月の早期延滞の段階で、金融機関担当者との協力により、延滞原因の確認、延滞解消の方法・手段の呈示を求めることにより、長期延滞への移行を防止し、代

位弁済回避に繋がります。

(7) 大口案件調査

大口保証先（保証債務残高 8,000 万円以上）の年 2 回の与信管理を行い、更に金融機関と連携した企業訪問の実施による企業実態の把握、中小企業金融円滑化法に基づく返済緩和分の保証債務管理等を行ってまいります。

(8) 金融機関との情報交換

地域別担当者を中心として、各地域の金融機関訪問を強化し、また各金融機関とのブロック別研修会・勉強会等を通して金融機関との連携協調を図りながら、情報交換を推進してまいります。

(9) 定期入金口の増加のための専担による管理と進捗管理

定期入金口の専担管理による延滞督促を毎月実施中。延滞者への督促により定期入金の維持、底上げに繋がっていくこととします。

(10) 担保物件の処分促進のための専担による管理と進捗管理

担保物件の専担管理は、現在登録作業中。回収担当者毎に管理、活用してまいります。

(11) サービサーの活用による回収強化

前年度に、委託件数・金額ともに大幅に増加したことにより、23 年度は、増加分を回収に繋がっていくよう努めます。

(12) 求償権整理の推進

専任担当者を配置し、求償権整理を推進することにより、事務管理を進め、事務の効率化を図ります。

(13) 一部弁済による保証債務免除の活用

22 年度現時点で、1 先（3 件）検討中である。23 年度は、有効な回収手段として活用してまいります。

(14) 求償権消滅保証の活用

22 年度中、1 先の利用実績がありましたが、23 年度も対象者抽出作業を継続し、消滅保証に繋がっていくこととします。

(15) 内部監査体制の構築及び充実

常勤監事による定期監査と併せて、内部監査を実施し、監査体制の充実・強化を図ります。組織的には経営監査室を設置いたします。

(16) 持続可能な信用補完制度への内部取り組み

信用保険財政の破綻を回避するため、国の行う信用補完制度の見直しの施策を理解するとともに、各部門の経営計画における課題の取り組みを奨励し、持続可能な信用補完制度の構築に向け、内部結束して積極的に取り組んでまいります。

(17) 職員の能力向上のための人材育成

信用補完制度の変革・多様化に対応できる人材を育成する必要があり、外部研修への参加及び協会内部の勉強会の実施により自己啓発の向上を図るとともに、中小企業診断

士の養成、「信用調査検定プログラム」受験参加により、個人の資格取得の機会を増やすよう努めます。

(18) 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施

中小企業施策として国や地方公共団体により創設または改正する信用保証制度等の内容について、職員へ周知・理解するため内部で研修会を実施し、事務ミス等が起きないように事務リスク発生防止に努めることとし、また信用保証料等の基本研修については、毎年度研修会を開催し、職員の習熟度を高めていきます。

(19) 個人情報の適正管理及びコンプライアンス態勢の強化

情報管理については、昨今の情報漏えい事件について危機管理の必要性を今まで以上に認識し、個人データ管理規程や関連規程に基づき、厳正なる情報管理態勢を整えていきます。

(20) 次期共同システムの検討

平成 22 年度においても検討を実施してきましたが、平成 23 年度においても引き続き検討を実施し、システムの安定稼働を目指します。

3. 保証承諾等主要計画

平成 23 年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	58,000百万円	82.9%
保 証 債 務 残 高	137,600百万円	96.9%
代 位 弁 済	3,000百万円	85.7%
回 収	1,000百万円	83.3%